

令和7年度 課税明細書の電子データによる提供について

納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を大量に所有されている納税者の方に対して、納税通知書と共に送付している「課税明細書」を電子データにより提供いたします。

1 対象者

東京都23区内において課税明細書に記載されている土地・家屋を合計1,000件以上(ただし、他の所有者と共有する土地・家屋については除く。)所有し、電子データ化した課税明細書の受領を希望する方が対象となります。

2 申込手続き

まず、東京都主税局資産税部固定資産税課に、「電子データによる課税明細書申込書」を提出してください。対象となる方に対しては、その後の手続きについて連絡いたします。

具体的な手続きの流れは、「固定資産税・都市計画課明細書の電子データによる提供に関する実施要項」の第3(申込手続)をご確認ください。

3 令和7年度分の申込期間

令和7年2月28日(金曜日)から令和7年3月31日(月曜日)まで

4 提出する電子媒体

「未開封」のCD-Rディスク(700MB)又はDVD-Rディスク(4.7GB)

※必ず個包装されているものを開封せずにご提出ください。

5 申込等の際における本人確認

申込等の際に都税に関する証明等申請時と同程度の本人確認を行います。

申込者が法人の代表者であるときには、申込者の本人確認を行います。申込者が法人の従業員であるときは、申込者の本人確認を行うとともに、従業員証等により当該法人の社員であることの確認を行います。郵送申請の場合は、写しの同封をお願いします。

※手続等の詳細は、実施要項でご確認いただくか、下記担当までお問い合わせください。

お問合せ先

東京都主税局資産税部固定資産税課

担当 固定資産税班

電話03(5388)3007(直通)

固定資産税・都市計画税課税明細書の電子データによる提供に関する実施要項

19 主資固第 124 号

平成 20 年 1 月 21 日

東京都主税局資産税部長決定

一部改正 平成 21 年 2 月 12 日 20 主資固第 130 号

一部改正 平成 22 年 2 月 17 日 21 主資固第 189 号

一部改正 平成 26 年 1 月 7 日 25 主資固第 138 号

一部改正 平成 28 年 2 月 12 日 27 主資固第 257 号

一部改正 令和 2 年 5 月 25 日 2 主資固第 52 号

一部改正 令和 7 年 2 月 18 日 6 主資固第 329 号

第 1 (趣旨)

納税者サービスの一環として、固定資産税・都市計画税の課税対象資産を多数所有する納税者に対して、地方税法第 364 条第 3 項に規定する「課税明細書」を電子データにより提供する。

第 2 (対象者)

課税明細書を電子データにより提供する対象者は、以下のとおりとする。

東京都特別区において課税明細書に記載されている土地・家屋を合計 1,000 件以上（ただし、他の所有者と共有する土地・家屋については除く。）所有し、電子データ化した課税明細書の受領を希望する納税者。

第 3 (申込手続)

1 上記第 2 に該当する納税者（以下「申込者」という。）は、東京都主税局資産税部固定資産税課固定資産税担当（以下「固定資産税担当」という。）に「電子データによる課税明細書申込書」（別紙 1-1、1-2）（以下「申込書」という。）を提出する。

2 申込書の提出方法は、固定資産税担当に直接持参、郵送又は電子申請（LoGo フォーム）とする。

3 申込者は、申込書に受領を希望する課税明細書に係る前年度の納税通知書番号を、土地・家屋を所管する都税事務所ごとに記載する。

また、「パスワード通知票」（別紙 2）を送信するメールアドレスを記載する。

4 申込者は、氏名変更、商号変更又は合併等のため、申込者氏名（名称）及び住所（所在地）と課税明細書に係る氏名（名称）及び住所（所在地）が異なる場合は、住民票の写し、戸籍謄本又は商業登記簿謄本を提出する。

また、備考欄に氏名変更、商号変更又は合併等を記載する。

5 申込者は、これまで物件を所有していない区内に、新規で土地・家屋を取得した場合等、今年度から初めて課税される場合は、申込書の都税事務所欄に土地・家屋を所管す

る都税事務所及び不動産登記簿に登録されている氏名（名称）を記載した上で、備考欄に新規と記載する。

6 固定資産税担当は、申込書の受付時に、申込者の氏名（名称）及び住所（所在地）が課税明細書に係る氏名（名称）及び住所（所在地）と一致していることの確認を行う。

電子申請の場合、商業登記電子証明書による電子署名の情報が課税明細書に係る氏名（名称）及び住所（所在地）と一致していることの確認を行う。

7 固定資産税担当は、申込者が第2の要件に該当するか否かを確認する。申込者が第2の要件に該当しない場合、申込者にその旨を連絡し申込書を返却する。第2の要件に該当している場合、固定資産税担当は申込者に連絡し、以下を固定資産税担当に提出させる。

(1) 電子媒体（未開封の CD-R ディスク（容量が 700MB）又は DVD-R ディスク（容量が 4.7GB）で、フォーマットが Windows のもの）正副 2 枚

(2) 郵送等で電子媒体の受領を希望する申込者に対しては、電子媒体を収納する封筒等（送付先を記載し切手等を貼った、配達の様子が確認できるもの。送付先は納税通知書送付先に限る。）

8 上記 7 (1)・(2) の提出の際、固定資産税担当は申込者ごとに「申込番号」を付設する。

第 4 (申込期間)

申込書の提出は、電子データ化した課税明細書の受領を希望する年度分の前年度の 3 月 1 日から 3 月 31 日（3 月 1 日又は 3 月 31 日が閉庁日の場合は、それぞれ直前の開庁日）までの間に、行わなければならない。

第 5 (提供する電子データ)

1 提供する電子データは、申込書に記載された都税事務所ごとの不動産登記簿上の氏名（名称）又は納税通知書番号に係る課税明細書に記載された事項とする。

なお、申込書に記載のないものについては、電子データによる提供は行わない。

2 随時課税分については、電子データによる提供は行わない。

第 6 (データ形式等)

1 提供する電子データは CSV ファイル形式、電子媒体は CD-R ディスク又は DVD-R ディスクとする。

2 電子媒体にデータを記録する際に使用する文字コードは ShiftJIS コード、改行コードは CR+LF とする。

3 セキュリティー対策として、ファイルにパスワードを設定する。

第 7 (提供時期)

電子データ化した課税明細書の提供は、定期課税納税通知書の送付日以降に行う。

第8（提供方法）

1 課税明細書データ

固定資産税担当は、電子媒体（正副2枚）に課税明細書データを収納し、以下のいずれかの方法で提供する。

なお、固定資産税担当の瑕疵により電子データが棄損している場合を除き、固定資産税担当は、電子データによる課税明細書の再提供は行わない。

（1）固定資産税担当にて、直接申込者に交付する。交付の際には、申込者の本人確認を、都税に関する証明等申請時の本人確認に準じて行う。

（2）郵便等で送付する。送付先は納税通知書送付先に限る。

2 パスワード

パスワードは、「パスワード通知票」（別紙2）により通知する。通知は申込書に記載されているメールアドレス宛に電子メールにより、通知する。

第9（電子媒体等の紛失等）

固定資産税担当による電子データの提供後、申込者による電子媒体の紛失、電子データ内容の第三者への流出等に対しては、東京都は責任を負わない。

また、パスワードについては、申込者が記載したメールアドレス宛に通知することから、原則として再通知は行わない。

第10（周知方法）

主税局ホームページにより本制度を周知する。

第11（その他）

電子データの提供にあたっては、手数料等は徴収しない。

第12（適用年度）

平成20年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成21年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成22年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成26年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、平成 28 年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、令和 2 年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。

附則

この要項は、令和 7 年度固定資産税・都市計画税定期課税から適用する。